

社会福祉法人紀成福祉会 役員等の報酬等に関する支給基準規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む。)及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬等は、社会福祉法人紀成福祉会定款第8条及び第22条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等には、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。ただし、当該法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。

(費用弁償の額)

第4条 費用弁償の額は、役員等報酬及び費用弁償規程を準用する。

(支給日)

第5条 費用弁償の支給日は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の開催日ならびに監事による監査日、入札立会の日とする。

2 前項以外の法人業務についても、支払事由の発生した日とする。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の審議を経て、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。